

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	5
◎こうちグローバル人材育成基金条例	5
◎高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例	5
◎職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	5
◎職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	13
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	13
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	16
◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	17
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	18
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	18
◎高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	19
◎高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	19
◎高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例	19
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	20
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	22
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	32
◎高知県認定こども園条例の一部を改正する条例	32

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

公布された条例のあらまし

◆高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第1号）

- 1 条例制定の目的
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されたことを考慮し、児童相談所に設置される一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 主要な内容
(1) 一時保護施設に係る基準については、基準府令で定める基準の例によるものとする。 (第3条)
(2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。
ア 非常災害対策（第4条）
イ 県内産農林水産物等の使用（第5条）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆こうちグローバル人材育成基金条例（高知県条例第2号）

- 1 条例制定の目的
国際的な視野を有し、未来の社会を担うグローバル人材の育成を目的とした高校生の海外研修を支援するため、こうちグローバル人材育成基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 主要な内容
(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。 (第2条第1項)
(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。 (第2条第2項)
(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。 (第3条)
(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。 (第4条)
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第3号）

- 1 条例改正の目的
高知県南海トラフ地震対策行動計画が3年間延長されることに合わせて、基金の設置期間を延長することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第4号）

- 1 条例改正の目的
国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正等を考慮し、職員の旅費の種類、支給額、支給方法等の見直しをすることとした。
- 2 主要な内容
(1) 旅行命令権者が認める場合において、住所、居所その他の場所から目的地に至る旅費を支給することとする。 (第10条関係)
(2) 鉄道賃（第13条関係）

- ア 急行料金及び座席指定料金の支給に係る距離要件を廃止すること。
- イ 公務のため特に必要とするものに限り、外国旅行の場合の座席指定料金を支給することができることとする。
- (3) 船賃について、公務のため特に必要とするものに限り、外国旅行の場合の座席指定料金を支給することができることとする。（第14条関係）
- (4) 車賃について、公務のため特に必要とするものに限り、現に支払ったレンタカーの利用に要する費用を支給することとする。（第16条関係）
- (5) 自家用車の車賃の支給額を1キロメートルにつき37円（現行 29円）に引き上げること。（第17条関係）
- (6) 宿泊料の名称を宿泊費に改めること。（第18条関係）
- (7) 宿泊諸費の名称を宿泊手当に改めること。（第19条関係）
- (8) 旅行雑費のうち定額によるものを廃止すること。（第20条関係）
- (9) 転居費（第21条関係）
- ア 移転料の名称を転居費に改めること。
- イ 実費額により支給する上限額を廃止すること。
- ウ 支給額は、次に掲げる方法により算定される額とすること。
- (ア) 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法（任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合を除く。）
- (イ) 旅行者が宅配便、自家用自動車等を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして(ア)により算定した額を超えるときは、当該額）とする方法
- (10) 移転雑費を廃止すること。（職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年高知県条例第4号）による改正前の職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号。以下「改正前の条例」という。）第22条及び別表第1関係）
- (11) 着後手当の名称を着後滞在費に改めること。（第22条関係）
- (12) 家族移転費（第23条関係）
- ア 扶養親族移転料の名称を家族移転費に改めること。
- イ 支給対象を扶養親族から職員と生計を一にする家族（赴任を命ぜられた日において職員と同居している者に限る。）に改めること。
- (13) 近距離の転居に伴う転居費等の制限等
- ア 同一市町村内における勤務公署の変更に伴う住居等の移転については、一定の場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しないこととする。（第24条関係）
- イ 赴任に伴う住所等の移転でその路程が8キロメートル未満である地域へのものに旅費を支給しないこととする取扱いを廃止すること。（改正前の条例第25条第2項関係）
- (14) 勤務公署又は住所等からの路程が4キロメートル未満である地域への出張には、一定の場合を除き、旅費は支給しないこととする取扱いを廃止すること。（改正前の条例第25条第1項関係）
- (15) 死亡手当の支給額を93万円（現行 49万円）に引き上げること。（第31条関係）
- (16) その他所要の規定の整備を行うこと。
- (17) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12

号）、地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）及び出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）について、職員の旅費に関する条例と関連する規定の整備を行うこと。（附則第7項から第10項まで）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

1 条例改正の目的

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正を考慮し、育児を行う職員が請求することができる時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、職員が介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）の施行による国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正等を考慮し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を見直すとともに、同法に規定する基本手当に相当する退職手当の特例措置の適用期間を延長することとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が一部改正されたこと等を考慮し、住民基本台帳法に基づき

条例で定めることにより県が本人確認情報を利用することができる事務並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき県の機関による個人番号の利用及び同一の県の機関内で個人番号を含む特定個人情報の授受を行う庁内連携をすることができる事務に係る規定の整備をするとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定（一部の規定を除く。）は規則で定める日から施行することとした。

◆高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）及び女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）の一部改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても職員の配置の基準を満たすこととされること等を考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府令第20号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

高知県立県民文化ホールが改修され、その一部を多目的室として新たに県民の利用に供することに伴い、当該多目的室の利用料金の上限額を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、協議の調った町が処理している農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務について、同法の一部改正を考慮し、当該町が処理することができる事務の追加等をするとともに、協議の調った町が処理している旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）に基づく事務について、同令の一部改正を考慮し、当該町が処理することができる事務に係る規定の一部の削除等を行うこととし、併せて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく事務を協議の調った市町村が処理することができるよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

令和12年3月31日までの間において、高知県立高知南中学校・高等学校跡地のグラウンド等を高知県立県民体育館の多目的グラウンド等として新たに県民の利用に供することに伴い、その利用料金の基準額を定める等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

近年の物価高騰に伴う材料費の上昇等を考慮し、浄化槽管理士身分証の交付、書換え交付及び再交付に係る手数料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第238号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、宅地建物取引業の免許の申請及び更新の申請に係る手数料に電子情報処理組織を使用する方法により申請する場合の区分を設けることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

建築士事務所の登録に係る手数料の算定についての国からの通知を考慮し、一級建築士事務所並びに二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録に係る手数料の額を改定するとともに、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正を考慮し、建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定を建築確認と一体的に行う場合における建築確認の申請に対する審査に係る手数料等を新たに徴収することとするるとともに、建築確認を要する木造の建築物の範囲の見直し等を踏まえた手数料の額の改定等を行うこととし、併せて地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行により建築基準法が一部改正され、国等の建築物の計画通知について新たに指定確認検査機関において審査することができることとされるとともに、同機関が当該計画通知の審査に係る手数料を徴収することとなったこととの権衡を考慮し、当該手数料を新たに徴収することとする等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正により、建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられる建築物の範囲が拡大されることを考慮し、同法に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について、非住宅建築物に係る手数料に新たな区分を設けるとともに、住宅建築物に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定についての国からの事務連絡を考慮し、同法に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）の施行によるべき地教育振興法（昭和29年法律第143号）の一部改正を考慮し、定年再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員等に対してべき手当及びべき手当に準ずる手当を支給することとするよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月文部科学省告示第2号）が一部改正されたことを考慮厚生労働省

し、連携型外認定こども園における当該連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により食事を提供することができる場合の基準について必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第1号

高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定により、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。次条において「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第12条の4第2項の条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準府令（基準府令第5条を除く。）で定める基準の例による。

(非常災害対策)

第4条 一時保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び入所している児童に周知しなければならない。

2 一時保護施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該一時保護施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（避難及び消火に対する訓練にあつては、毎月1回以上）行わなければならない。

(県内産農林水産物等の使用)

第5条 一時保護施設は、入所している児童に対する食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



こうちグローバル人材育成基金条例をここに公布する。
令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第2号

こうちグローバル人材育成基金条例

(設置)

第1条 グローバル人材（国際的な視野を有し、未来の社会を担う人材をいう。）の育成を目的とした高校生の海外研修を支援するため、こうちグローバル人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第3号

高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例

高知県職員等こころざし特例基金条例（平成25年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年5月31日」を「令和10年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第4号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。
目次及び第1章の章名を削る。

第2条第1項第3号中「勤務公署」を「勤務公署（任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合にあつては、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第5号中「第27条」を

「第26条」に改め、「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「配偶者」を「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」に改め、同号を同項第6号とする。

第3条第2項第2号中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同項第4号中「根拠地」を「根拠となる地」に、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同項第5号中「扶養親族」を「遺族」に改め、同条第5項中「できる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に」を「できる者が、次条第3項の規定に基づき」に、「以下同じ」を「次条及び第5条において同じ」に、「場合において」を「場合その他人事委員会規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額で人事委員会が」を「なる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故又は」を削り、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。

第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定に基づき口頭により旅行命令等を発した場合には、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。

第5条第1項中「により変更された」を「に基づき変更を受けた」に改める。

第6条第1項中「宿泊料、宿泊諸費」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第2項から第9項までを削る。

第7条第1項中「移転料、移転雑費、着後手当、扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費、家族移転費」に改め、同条第2項から第7項までを削る。

第9条の2を削り、第10条を次のように改める。

第10条 勤務公署（旅行命令権者が認める場合にあっては、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「勤務公署等」という。）以外の地を出発して旅行する場合における旅費の支給額は、勤務公署等以外の地から目的地に至る旅費の額又は勤務公署等から目的地に至る旅費の額のいずれか少ない額とする。

2 旅行中の者が旅行地を出発して勤務公署以外の地を目的地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務公署以外の地に至る旅費の額又は旅行地から勤務公署に至る旅費の額のいずれか少ない額とする。

第11条を削る。

第12条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「旅行中」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。
（鉄道賃）

第13条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及びこれに類するもの、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
- （2） 急行料金
- （3） 寝台料金
- （4） 座席指定料金
- （5） 特別車両料金
- （6） 前各号に掲げる費用に付随する費用

第2章の章名を削る。

第14条から第16条までを次のように改める。

（船賃）

第14条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
- （2） 寝台料金
- （3） 座席指定料金
- （4） 特別船室料金
- （5） 前各号に掲げる費用に付随する費用

（航空賃）

第15条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
 - （2） 座席指定料金
 - （3） 前2号に掲げる費用に付随する費用
- （車賃）

第16条 車賃は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- （2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段

（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
（3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用（次条第1項の規定により支給する車賃を除く。）
（4） 前3号に掲げる費用に付随する費用（第20条の規定により支給する旅行雑費を除く。）

第17条を削る。

第17条の2第1項中「当該自家用車による旅行を第6条第5項の陸路旅行として」を削り、同条第2項中「による」を「により支給する」に、「29円」を「37円」に改め、同条第3項中「による」を「により支給する」に改め、同項ただし書中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第17条とする。

第18条及び第19条を次のように改める。

（宿泊費）

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、現に支払った宿泊料金（食費を除く。）の額による。ただし、その額が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める上限額を超える場合には、任命権者が知事と協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

- （1） 内国旅行 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の職務の級が十級以下の者欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める上限額
- （2） 外国旅行 省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の職務の級が十級以下の者欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める上限額

（宿泊手当）

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、旅行中の夜数に応じ定額により支給する。

- 2 前項の規定により支給する宿泊手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額による。
 - （1） 内国旅行 省令別表第三の一の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額
 - （2） 外国旅行 省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額
- 3 前項の規定にかかわらず、船舶又は航空機による外国旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における宿泊手当の額は、当該旅行の到着地に応じ、それぞれ同項第2号に定める額とする。

第20条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「旅行者」を「旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費とし、旅行者」に、「場合には」を「場合に」に改め、「支給し、又は第1項の額に加算して」を削り、同項を同条とする。

第21条を次のように改める。

（転居費）

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で職員と生計を一

にするものをいう。以下同じ。）の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

- （1） 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合は、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。
- （2） 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする方法とする。
- 2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

第22条を削る。

第23条の見出しを「（着後滞在費）」に改め、同条中「着後手当の」を「着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その」に改め、同条第1号中「入居できない」を「入居することができない」に、「宿泊料及び宿泊諸費に相当する額（5夜を超える場合にあっては、5夜分とする。）」を「宿泊費及び宿泊手当に相当する額。ただし、5夜を超えるときは、5夜分の宿泊費及び宿泊手当に相当する額を限度とする。」に改め、同条第2号中「額（別表第1の2の上限額を限度とする。）」を「額。ただし、55,000円を限度とする。」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

（家族移転費）

第23条 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額による。

- （1） 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- （2） 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第24条を次のように改める。

（近距離の転居に伴う転居費等の制限）

第24条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における勤務公署の変更に伴う住居又は居所の移転については、職員のための公設宿舎に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられて移転した場合又は転任により職員宿舎を明け渡すことを命ぜられて移転した場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。

第25条を削る。

第26条第1号ア中「第35条第1号」を「第30条第1号」に改め、同条を第25条とする。

第27条を第26条とする。

第28条第2項中「又は扶養親族でない者と同居していた職員」を削り、同条第4項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改め、同条を第27条とする。

第3章の章名を削る。

第29条中「前章に規定するところ」を「内国旅行の規定」に改め、同条ただし書中「この章に規定するところにより、本邦を出発した日から又は本邦に到着した日までは、この章に規定する宿泊諸費及び外国旅行雑費を支給し、前章に規定する宿泊諸費及び旅行雑費は支給しない」を「外国旅行の規定による」に改め、同条を第28条とする。

第30条から第33条までを削る。

第34条第1項中「の額」を「は、出張のための外国旅行に伴う雑費とし、その額」に、「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項第2号中「人事委員会が出張のための外国旅行に必要と」を「出張のための外国旅行に人事委員会が必要があると」に改め、同条を第29条とする。

第35条を第30条とする。

第36条第1項中「の額は、別表第2の定額による」を「は、第3条第2項第7号の規定に該当する場合における諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする」に改め、同条第2項中「1人」を「、1人」に、「は、第28条第4項」を「については、第27条第4項」に改め、同条を第31条とする。

第37条を第32条とする。

第4章の章名を削り、第38条を第33条とし、第39条を第34条とし、第40条を第35条とする。

別表を次のように改める。

別表（第29条関係）

区分	外国旅行雑費（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
金額	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円

- 備考 1 この表において、「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第二において指定都市とされていた地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされていた地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされていた地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方又は丙地方である地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における外国旅行雑費の額は、この表の規定にかかわらず、当該旅行の到着地に応じ、この表に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項の旅行命令権者が新条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項の旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項の旅行命令権者が同条第3項の規定に基づき当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第21条から第24条までの規定は、この条例の施行の日以後の赴任に係る転居費、着後滞在費及び家族移転費について適用し、同日前の赴任に係る移転料、移転雑費、着後手当及び扶養親族移転料については、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

7 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、」を「宿泊費の上限額並びに宿泊手当及び」に改め、「及び死亡手当」を削り、同条第2項中「及び第33条第1項ただし書」を「並びに第19条第2項及び第3項」に、「別表第1の1」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に、「「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」」を「「、任命権者が知事と協議して」とあるのは「、議会の議長が」と、同条例第19条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」とあり、及び同条第3項中「同項第2号」」に、「と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」とする」を「とする」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
		国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の一の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	省令別表第二の二の表区分及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の二の表区分及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
議会の議長	900,000円					8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
議会の副議長	820,000円								
議会の議員	770,000円								

（知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正）

8 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、宿泊費の上限額（着後滞在費の額のうち宿泊費に相当する額及び家族移転費の額のうち着後滞在費（宿泊費に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。）並びに宿泊手当及び定額による外国旅行雑費の額については、別表第1に定める額とする。

第3条第2項中「及び第33条第1項ただし書」を「並びに第19条第2項及び第3項」に、「別表第1の1」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に、「「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」」を「「、任命権者が知事と協議して」とあるのは「、知事が別に」と、同条例第19条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」とあり、及び同条第3項中「同項第2号」」に、「と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とする」を「とする」に改め、同条第3項ただし書中「内国旅行の場合の定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第4に定める額とし、移転料の上限額については」を「定額による外国旅行雑費の額については、」に改め、同条第4項中「及び第33条第1項ただし書」を削り、「これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「知事が別に」」を「同条ただし書中「、任命権者が知事と協議して」とあるのは、「、知事が別に」」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項又は第3項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第21条の規定の適用については、同条第1項第1号中「任命権者が知事と協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条第2項中「任命権者」とあるのは「知事」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費			
		内国旅行		外国旅行	
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）
知事	1,220,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	省令別表第三の一の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額	省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額
副知事	940,000円				
				指定都市	8,300円
				甲地方	7,000円
				乙地方	5,600円
				丙地方	5,100円

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

区分	外国旅行雑費（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
金額	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円

別表第4を削る。

（地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
9 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「内国旅行の場合の定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の」及び「及び死亡手当」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第7条中「第2条第3項から第6項まで」を「第2条第3項から第5項まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬	旅費			
			外国旅行雑費（1日につき）			丙地方
			指定都市	甲地方	乙地方	
教育委員会委員		月額 180,000円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
		月額 208,000円				
公安委員会及び人事委員会 委員長	委員長	月額 180,000円				
	委員	月額 29,000円				
選挙管理委員会	委員長	月額 25,000円				
	委員	月額 208,000円				
労働委員会	会長	月額 29,000円				
	使用者委員、労働者委員、 公益委員及び特別調整委員	月額 25,000円				
	会長	月額 29,000円				
海区漁業調整委員会及び内 水面漁場管理委員会	委員及び予備委員	月額 25,000円				
	会長	月額 29,000円				
	委員及び専門委員	月額 25,000円				

（出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）
10 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第2項中「及び第33条第1項ただし書」を削り、「これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「旅行依頼を行う者が知事と協議して」を「同条ただし書中「、任命権者」とあるのは、「、旅行依頼を行う者」」に改める。

職員の子育休休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第5号

職員の子育休休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

（職員の子育休休業等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の子育休休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

（高知県獣医師修学資金貸与条例の一部改正）

第2条 高知県獣医師修学資金貸与条例（平成4年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項から第5項まで」を「第61条の2第3項から第5項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第6号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第16条第1項中「定める者」を「定める者（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」に改める。

第16条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第16条第1項中「定める者」を「定める者（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」に改める。

第16条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）

の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第16条第1項中「定める者」を「定める者（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」に改める。

第16条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 本部長は、職員が本部長に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 本部長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 本部長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この項において「改正後の職員の条例」という。）第9条の2第2項、第2条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この項において「改正後の学校職員の条例」という。）第9条第2項又は第3条の規定による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この項において「改正後の警察職員の条例」という。）第9条の2第2項の規定による時間外勤務の免除の請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、当該請求に係る期間の初日がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の日である場合に限り、施行日前においても、改正後の職員の条例第9条の2第2項、改正後の学校職員の条例第9条第2項又は改正後の警察職員の条例第9条の2第2項の規定の例により、当該請求をすることができる。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第7号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第11項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第10項中「附則別表第1の上欄」を「附則別表の上欄」に改め、附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第8項（第4号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項本文の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第10条第8項第4号に掲げる就業促進手当の額に相当する金額の退職手当の支給については、なお従前の例による。

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第8号

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第1条 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を削り、17の項を15の項とし、18の項を16の項とし、19の項を17の項とし、20の項を18の項とし、21の項を19の項とし、22の項を20の項とし、23の項を21の項とし、24の項を22の項とし、25の項を23の項とし、26の項を24の項とし、27の項を25の項とし、28の項を26の項とし、29の項を27の項とし、同表30の項中「31の項」を「29の項」に改め、同項を同表28の項とし、同表中31の項を29の項とし、32の項を30の項とし、33の項を31の項とし、34の項を32の項とし、35の項を33の項とし、36の項を34の項とし、37の項を35の項とし、38の項を36の項とし、39の項を37の項とし、40の項を38の項とし、41の項を39の

項とし、42の項を40の項とし、43の項を41の項とし、44の項を42の項とする。

（高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部改正）

第2条 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第4条第2項中「前項の別表第1（6）の項から（9）の4の項まで及び(15)の項から(19)の項まで」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年^{デジタル庁}総務省令第8号）の表の第7号から第9号まで及び第11号の上欄に掲げる者のうち県の機関が行う同表のこれらの号の下欄に掲げる事務並びに前項の別表第1（4）の項から（6）の項まで及び(11)の項から(13)の項まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

1 県の機関	2 事務
（1） 知事	高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）による高知県心身障害者扶養共済制度に係る掛金の減額に関する事務であって規則で定めるもの
（2） 知事	県が実施する精神又は身体に重度の障害を有する児童の療育及び介護に要する費用に充てるための手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
（3） 知事	県が実施するひとり親家庭の親に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
（4） 知事	県が実施する児童生徒に対して授業料等減免措置を実施する学校法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
（5） 知事	県が実施する私立の高等学校等に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
（6） 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
（7） 知事	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）による従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
（8） 教育委員会	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第6条第1項の規定に基づく県立高等学校の授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
（9） 教育委員会	高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号）による修学奨励資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
（10） 教育委員会	高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

(11) 教育委員会	県が実施する家計急変による経済的理由により県立高等学校の授業料又は受講料の納付が困難となった生徒に対する当該授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
(12) 教育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(13) 教育委員会	県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の(1)の項中「別表第1(2)の項」を「別表第1(1)の項」に、「生活保護法による保護」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護」に改め、同表の(2)の項中「別表第1(4)の項」を「別表第1(3)の項」に改め、「((3)の項において「児童扶養手当関係情報」という。)」を削り、同表の(3)の項を次のように改める。

(3) 削除		
--------	--	--

別表第2の(4)の項中「別表第1(10)の項」を「別表第1(7)の項」に改める。
別表第3の(1)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改め、同表の(3)の項中「外国人生活保護の実施」を「生活に困窮する外国人に対して生活保護法による措置に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条中高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例第2条第5号及び第6号の改正規定 令和7年4月1日
- (3) 第2条の規定（前号に掲げる規定を除く。） 規則で定める日

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第9号

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）」に、「第13条」を「第17条」に改め、同条第2項中「第9条の」を「第6条の」に改め、同条第3項中「第12条」を「第11条」に改める。

（高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「平成18年厚生労働省令第35号」を「平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。」に改める。

第3条第3号中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（次条第2項において「指定介護予防サービス等基準省令」という。）」を「指定介護予防サービス等基準省令」に改める。

第4条第1項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下この条において「令和6年改正省令」という。）第2条」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号。以下この条において「令和6年省令第164号」という。）第9条」に改め、同条第2項中「令和6年改正省令第6条」を「令和6年省令第164号第14条」に改め、同条第3項中「令和6年改正省令」を「令和6年省令第164号」に改め、同条第4項中「令和6年改正省令」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。次項において「令和6年省令第16号」という。）」に改め、同条第5項中「令和6年改正省令」を「令和6年省令第16号」に改める。

（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。次項において「令和6年内閣府令第5号」という。）第1条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号。以下この条において「令和6年改正府令」という。）第2条」に改め、同条第2項中「令和6年内閣府令第5号」を「令和6年改正府令」に改め、同条第3項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）」を「令和6年改正府令」に改める。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府令第3号）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府令第20号）」に、「第2条」を「第1条」に改め、同条第2項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17

号」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）」に、「第2条の」を「第15条の」に改め、同条第3項中「第4条」を「第2条」に改め、同条第4項中「令和5年改正省令」を「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号。次項において「令和5年改正省令」という。）」に改め、同条第6項中「第3条」を「第16条」に改める。

（高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年高知県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第118号）第1条」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）第5条」に改める。

（高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「基準の」を「基準（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）第18条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第21号）を次のように改正する。

第2条のうち高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条第1項の改正規定中「第2条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府令第20号）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府令第3号）」に、「第1条」に改め、同条第3項の改正規定中「第4条」を「第2条」に改める。

~~~~~

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第10号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

|         |        |        |        |         |
|---------|--------|--------|--------|---------|
| 「       |        |        |        |         |
| 第11多目的室 | 3,790円 | 4,870円 | 6,370円 | 13,880円 |
| 」       |        |        |        |         |
| を       |        |        |        |         |
| 「       |        |        |        |         |
| 第11多目的室 | 3,790円 | 4,870円 | 6,370円 | 13,880円 |
| 第12多目的室 | 3,620円 | 4,650円 | 6,080円 | 13,270円 |
| 」       |        |        |        |         |

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第11号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表24の項ウ中「に基づく」を「による」に、「条件」を「必要な条件」に改め、同表24の項キ中「準用する法第3条第5項の規定に基づく」を「読み替えて準用する法第4条第7項の規定による」に、「条件」を「必要な条件」に改め、同表24の項チ中「及びノ」を「、ノ及びヒ」に改め、同表24の項ツ中「及びハ」を「、ハ及びフ」に改め、同表中

|                                                   |         |
|---------------------------------------------------|---------|
| 「                                                 |         |
| ヌ 法第51条第3項の規定に基づくアの許可に係る原状回復等の措置及び当該原状回復等の措置に伴う公告 | 佐川町、檮原町 |
| ネ 法第51条第3項の規定に基づくカの許可に係る原状回復等の措置及び当該原状回復等の措置に伴う公告 | 檮原町     |
| ノ 法第51条第4項及び第5項の規定に基づくヌの原状回復等の措置に要した費用の徴収         | 佐川町、檮原町 |
| ハ 法第51条第4項及び第5項の規定に基づくネの原状回復等の措置に要した費用の徴収         | 檮原町     |
| 」                                                 |         |

を

「

ヌ 法第51条第3項の規定に基づくテの違反転用に対する処分に係る命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番等の公表

ネ 法第51条第3項の規定に基づくトの違反転用に対する処分に係る命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番等の公表

ノ 法第51条第4項の規定に基づくアの許可に係る原状回復等の措置及び当該原状回復等の措置に伴う公告

ハ 法第51条第4項の規定に基づくカの許可に係る原状回復等の措置及び当該原状回復等の措置に伴う公告

ヒ 法第51条第5項及び第6項の規定に基づくノの原状回復等の措置に要した費用の徴収

フ 法第51条第5項及び第6項の規定に基づくハの原状回復等の措置に要した費用の徴収

佐川町、檮原町

檮原町

佐川町、檮原町

檮原町

佐川町、檮原町

檮原町

に改め、同表32の項シ中「第4条第2項及び第3項ただし書」を「第4条第3項ただし書」に、「受理」を「受理（アの申請に伴う場合に限る。）」に改め、同表35の項ア中「宿毛市」を「宿毛市、土佐清水市、四万十市」に、「東洋町、北川村」を「東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町」に、「仁淀川町」を「仁淀川町、中土佐町」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の表32の項シの改正規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- この条例の施行の際この条例による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表35の項の左欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表35の項の右欄に掲げる市町村（土佐清水市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、馬路村、芸西村、本山町及び中土佐町に限る。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の規定の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第12号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和12年3月31日までの間における多目的グラウンド及びテニスコートの利用に関する特例措置）

- 7 令和12年3月31日までの間における第4条第1項及び第12条第2項並びに別表第1及び別表第2の規定の適用については、第4条第1項中「午後8時30分まで」とあるのは「午後8時30分まで、多目的グラウンド及びテニスコートの利用時間は午前9時から午後5時まで」と、第12条第2項中「同表の1の(1)の表備考5及び備考7、1の(2)の表備考並びに3の表備考」とあるのは「同表の1の(1)の表備考5及び備考7、1の(2)の表備考、3の表備考並びに4の表備考」と、別表第1中

「

|      |       |       |      |      |
|------|-------|-------|------|------|
| 主競技場 | 補助競技場 | 室内プール | 大会議室 | 小会議室 |
|------|-------|-------|------|------|

」

とあるのは

「

|      |       |       |      |      |          |        |
|------|-------|-------|------|------|----------|--------|
| 主競技場 | 補助競技場 | 室内プール | 大会議室 | 小会議室 | 多目的グラウンド | テニスコート |
|------|-------|-------|------|------|----------|--------|

」

と、別表第2中

「3 附属設備等に係る計算単位当たりの基準額」

とあるのは

「3 多目的グラウンド及びテニスコートに係る利用料金の基準額

| 区分       |        |      | 利用料金の基準額（1時間につき） |        |
|----------|--------|------|------------------|--------|
|          |        |      | 学生               | 一般     |
| 多目的グラウンド | サッカー区域 | 全面   | 550円             | 1,095円 |
|          |        | 1/2面 | 280円             | 550円   |
|          | 野球区域   | 全面   | 550円             | 1,095円 |
| テニスコート   |        | 1面   | 230円             | 460円   |

備考 1 この表において、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。

2 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

4 附属設備等に係る計算単位当たりの基準額とする。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)

- 2 この条例による改正後の高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例附則第7項の規定により読み替えて適用する同条例別表第1に定める多目的グラウンド及びテニスコートに係る高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第2条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日においても同条例第16条及び第17条第1項の規定により行うことができる。

高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第13号

高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「交付を」を「法第45条第1項の規定により環境大臣から交付を」に改める。

第17条中「2,620円」を「3,080円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第14号

高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「33,000円」を「33,000円（電子情報処理組織を使用する方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。次項において同じ。）により当該免許を申請する場合にあつては、1件につき26,500円）」に改め、同条第2項中「33,000円」を「33,000円（電子情報処理組織を使用する方法により当該免許の更新を申請する場合にあつては、1件につき26,500円）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第15号

高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築士法施行条例（昭和27年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2号中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第8条第1項中「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる額」を「1件につき25,000円」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県建築士法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第16号

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「確認申請手数料」を「確認申請手数料等」に改め、同条第1項中「の申請」を「の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知」に、「確認申請」を「確認申請又は計画通知」に、「確認申請手数料」を「確認申請手数料又は計画通知手数料」に改め、同項の表を次のように改める。

| 床面積の合計                         | 手数料の額   |
|--------------------------------|---------|
| 30平方メートル以内のもの                  | 5,000円  |
| 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの      | 12,000円 |
| 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの     | 24,000円 |
| 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの     | 33,000円 |
| 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの   | 69,000円 |
| 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 12万円    |
| 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの    | 22万円    |
| 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの       | 32万円    |

|                |      |
|----------------|------|
| 5万平方メートルを超えるもの | 61万円 |
|----------------|------|

第21条第2項第2号及び第4号中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同条に次の2項を加える。

3 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、申請又は通知に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受けるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するものに限る。）であるときは、第1項の確認申請手数料又は計画通知手数料のほか、次の表の左欄に掲げる当該建築物の用途の区分につき、それぞれ同表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の確認申請手数料又は計画通知手数料を県に納付しなければならない。

| 建築物の用途                                                                                                                     | 床面積の合計                         | 手数料の額   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------|
| 一戸建ての住宅（非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号）第1条第1項第1号に国土交通省令第1号）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。）を有しないものをいう。以下この表において同じ。）の場合 | 200平方メートル以内のもの                 | 7,000円  |
|                                                                                                                            | 200平方メートルを超えるもの                | 8,000円  |
| 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合                                                                                      | 300平方メートル以内のもの                 | 13,000円 |
|                                                                                                                            | 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの   | 21,000円 |
|                                                                                                                            | 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 33,000円 |
|                                                                                                                            | 5,000平方メートルを超えるもの              | 43,000円 |

4 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

- （1） 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- （2） 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして別棟を増築する場合 当該増築に係る部分の床面積

第21条の2第1項中「の申請」を「の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知」に、「当該確認申請に係る建築物」を「当該確認申請又は当該通知に係る建築物」に、「要する」を「要するもの又は同条第5項の規定により構造計算適合性判定を求めなければならない」に、「前条第1項の確認申請手数料のほか、当該確認申請」を「前条第1項又は第3項の確認申請手数料又は計画通知手数料のほか、当該確認申請又は当該通知」に改め、同項ただし書中「とする」を「とする場合又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をしようとする」に改め、同条第2項を削る。

第22条の見出し中「確認申請手数料」を「確認申請手数料等」に改め、同条第1項中「の申請」を「の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知」に、「申請」を「申請又は通知」に、「第21条第1項の確認申請手数料」を「第21条第1項又は第3項の確認申請手数料又は計画通知手数料」に、「確認申請手数料を」を「確認申請手数料又は計画通知手数料を」に改め、同項第1号中「9,000円」を「12,000円」に、「4,000円」を「6,000円」に改め、同項第2号中「確認」を「確認済証の交付」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同条第2項中「の申請」を「の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知」に、「確認申請手数料」を「確認申請手数料又は計画通知手数料」に改め、同項第1号中「9,000円」を「12,000円」に、「4,000円」を「6,000円」に改め、同項第2号中「確認」を「確認済証の交付」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に、「の申請」を「の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知」に、「確認申請手数料」を「確認申請手数料又は計画通知手数料」に改め、同項第1号中「8,000円」を「9,000円」に改め、同項第2号中「確認」を「確認済証の交付」に、「4,000円」を「5,000円」に改める。

第23条の見出し中「完了検査申請手数料」を「完了検査申請手数料等」に改め、同条第1項中「の申請」を「の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知」に、「完了検査申請」を「完了検査申請又は完了通知」に、「（当該申請が法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物についてされるものである場合にあっては、第25条に規定する減額して定める額）の完了検査申請手数料」を「の完了検査申請手数料又は完了通知手数料」に改め、同項の表中「10,000円」を「13,000円」に、「12,000円」を「21,000円」に、「16,000円」を「43,000円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「22,000円」を「46,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「36,000円」を「56,000円」に、「50,000円」を「75,000円」に、「120,000円」を「19万円」に、「190,000円」を「37万円」に、「380,000円」を「73万円」に改める。

第24条の見出し中「完了検査申請手数料」を「完了検査申請手数料等」に改め、同条第1項中「の申請」を「の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知」に、「申請」を「申請又は通知」に、「完了検査申請手数料の」を「完了検査申請手数料又は完了通知手数料の」に、「13,000円」を「21,000円」に、「8,000円」（当該申請が法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物についてされるものである場合にあっては、第26条に規定する減額して定める額）の完了検査申請手数料」を「16,000円）の完了検査申請手数料又は完了通知手数料」に改め、同条第2項中「の申請」を「の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による工事の完了の通知」に、「13,000円」を「21,000円」に、「8,000円）の完了検査申請手数料」を「16,000円）の完了検査申請手数料又は完了通知手数料」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に、「の申請」を「の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条

第20項の規定による工事の完了の通知」に、「9,000円の完了検査申請手数料」を「16,000円の完了検査申請手数料又は完了通知手数料」に改める。

第25条及び第26条を次のように改める。

**第25条及び第26条 削除**

第27条の見出し中「中間検査申請手数料」を「中間検査申請手数料等」に改め、同条中「の申請」を「の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程終了の通知」に、「中間検査申請」を「中間検査申請又は特定工程終了通知」に、「の中間検査申請手数料」を「の中間検査申請手数料又は特定工程終了通知手数料」に改め、同条の表中「9,000円」を「13,000円」に、「11,000円」を「17,000円」に、「15,000円」を「34,000円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「20,000円」を「36,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「33,000円」を「37,000円」に、「45,000円」を「43,000円」に、「100,000円」を「83,000円」に、「160,000円」を「16万円」に、「330,000円」を「33万円」に改める。

第28条の見出し中「中間検査申請手数料」を「中間検査申請手数料等」に改め、同条第1項中「の申請」を「の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程終了の通知」に、「申請」を「申請又は通知」に、「中間検査申請手数料の」を「中間検査申請手数料又は特定工程終了通知手数料の」に、「12,000円」を「17,000円」に、「8,000円）の中間検査申請手数料」を「12,000円）の中間検査申請手数料又は特定工程終了通知手数料」に改め、同条第2項中「の申請」を「の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定による特定工程終了の通知」に、「12,000円」を「17,000円」に、「8,000円）の中間検査申請手数料」を「12,000円）の中間検査申請手数料又は特定工程終了通知手数料」に改め、同条第3項中「の申請」を「の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定による特定工程終了の通知」に、「9,000円の中間検査申請手数料」を「12,000円の中間検査申請手数料又は特定工程終了通知手数料」に改める。

第30条中「第21条から前条まで」を「第21条から第24条まで及び前3条」に改める。

第31条中「、第21条」を「、第21条から第24条まで及び第27条」に改める。

第32条中「次の各号のいずれかに該当する」を「県のためにする」に、「第21条から」を「第21条、第22条から第24条まで及び第27条から」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第33条中「第21条」を「第21条から第24条まで及び第27条」に、「提出」を「提出又は通知」に改める。

第34条第1項に次のただし書を加える。

ただし、申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第8号及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）第2条第7号に規定する申請等をいう。次項において同じ。）を電子情報処理組織（同法第6条第1項及び同条例第5条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

第34条第2項に次のただし書を加える。

ただし、申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県建築基準法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。  
（高知県手数料徴収条例の一部改正）
- 3 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第55条の3第2項中「確認申請手数料」を「確認申請手数料又は計画通知手数料」に、「第21条の2第1項」を「第21条の2」に改め、「、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」と」を削る。  
第55条の4第2項中「確認申請手数料」を「確認申請手数料又は計画通知手数料」に、「第21条の2第1項」を「第21条の2」に改め、「、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」と」を削る。  
第55条の5中「確認申請手数料」を「確認申請手数料又は計画通知手数料」に、「第21条の2第1項」を「第21条の2」に改め、「、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」と」を削る。  
第55条の6中「確認申請手数料」を「確認申請手数料又は計画通知手数料」に、「第21条の2第1項」を「第21条の2」に改め、「、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」と」を削る。  
第55条の7第2項中「確認申請手数料」を「確認申請手数料又は計画通知手数料」に、「第21条の2第1項」を「第21条の2」に改め、「、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」と」を削る。

~~~~~  
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第17号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第55条の4第1項の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 ア 当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が添付されているもの	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	

- (ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この表において「非住宅部分」という。）を有しないものをいう。以下この表において同じ。）の場合
- (イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の場合
- a 住戸の部分（住宅の用途に供する部分から共用部分を除いた部分をいう。以下この表において同じ。）に係るもの
- (a) 戸数が1のとき。
- (b) 戸数が2以上4以下のとき。
- (c) 戸数が5以上15以下のとき。
- (d) 戸数が16以上45以下のとき。
- (e) 戸数が46以上のとき。
- b 共用部分に係るもの
- (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。
- (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。
- (c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。
- (d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。
- (e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。
- (f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メ

1戸につき6,000円

aに定める額とbに定める額との合計額（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この表において「省令」という。）第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額）

6,000円

11,000円

23,000円

52,000円

92,000円

11,000円

19,000円

31,000円

92,000円

146,000円

184,000円

ートル未満のとき。 (g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (ウ) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の場合 a 住宅の用途に供する部分に係るもの b 非住宅部分に係るもの (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 (c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (エ) 非住宅建築物（非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の場合 イ 適合証等が添付されていないもの (ア) 一戸建ての住宅の場合 a 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 (a) 床面積が200平方メートル未満のとき。 (b) 床面積が200平方メートル以上のとき。 b 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。 (a) 床面積が200平方メートル未	23万円 aに定める額とbに定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ)に定める額 11,000円 19,000円 31,000円 92,000円 146,000円 184,000円 23万円 床面積に応じ、それぞれア(ウ) bに定める額 1戸につき39,000円 1戸につき44,000円 1戸につき2万円	満のとき。 (b) 床面積が200平方メートル以上のとき。 c 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 (a) 床面積が200平方メートル未満のとき。 (b) 床面積が200平方メートル以上のとき。 (イ) 共同住宅等の場合 a 住戸の部分に係るもの (a) 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上4以下のとき。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のとき。 v 戸数が46以上のとき。 (b) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。 i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上4以下のとき。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のとき。 v 戸数が46以上のとき。 (c) 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上4以下のとき。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のとき。 v 戸数が46以上のとき。 b 共用部分に係るもの (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 共用部分の床面積の合計が	1戸につき22,000円 1戸につき3万円 1戸につき33,000円 aに定める額とbに定める額との合計額（省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額） 44,000円 79,000円 132,000円 224,000円 322,000円 22,000円 38,000円 65,000円 118,000円 179,000円 33,000円 59,000円 98,000円 171,000円 25万円 125,000円 158,000円
--	---	--	---

	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。				(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。		
	(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	206,000円			i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	26万円	
	(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	321,000円			ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	326,000円	
	(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	412,000円			iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	421,000円	
	(f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	492,000円			iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	601,000円	
	(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	573,000円			v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	74万円	
	(ウ) 複合建築物の場合		a に定める額と b に定める額との合計額戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(イ)に定める額		vi 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	874,000円	
	a 住宅の用途に供する部分に係るもの				vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	997,000円	
	b 非住宅部分に係るもの				(エ) 非住宅建築物の場合		床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b(a)に定める額
	(a) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。				a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。		床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b(b)に定める額
	i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	10万円			b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。		
	ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	127,000円					
	iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	167,000円					
	iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	27万円			2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
	v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	353,000円			ア 適合証等が添付されているもの		1戸につき3,000円
	vi 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	424,000円			(ア) 一戸建ての住宅の場合		a に定める額と b に定める額との合計額
	vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	497,000円			(イ) 共同住宅等の場合		(省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額)
					a 住戸の部分に係るもの		
					(a) 戸数が1のとき。		3,000円

	(b) 戸数が2以上4以下のとき。	5,500円		(f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	92,000円	
	(c) 戸数が5以上15以下のとき。	11,500円		(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	115,000円	
	(d) 戸数が16以上45以下のとき。	26,000円		(エ) 非住宅建築物の場合	床面積に応じ、それぞれア(ウ) bに定める額	
	(e) 戸数が46以上のとき。	46,000円		イ 適合証等が添付されていないもの		
	b 共用部分に係るもの			(ア) 一戸建ての住宅の場合		
	(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	5,500円		a 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。	1戸につき19,500円	
	(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	9,500円		(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。	1戸につき22,000円	
	(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	15,500円		(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。	1戸につき1万円	
	(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	46,000円		b 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。	1戸につき11,000円	
	(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	73,000円		(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。	1戸につき15,000円	
	(f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	92,000円		(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。	1戸につき16,500円	
	(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	115,000円		c 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。	aに定める額とbに定める額との合計額 (省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額)	
	(ウ) 複合建築物の場合			(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。		
	a 住宅の用途に供する部分に係るもの			(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。		
	b 非住宅部分に係るもの			(イ) 共同住宅等の場合		
	(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	5,500円		a 住戸の部分に係るもの		
	(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	9,500円		(a) 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。		
	(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	15,500円		i 戸数が1のとき。	22,000円	
	(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	46,000円		ii 戸数が2以上4以下のとき。	39,500円	
	(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	73,000円		iii 戸数が5以上15以下のとき。	66,000円	
				iv 戸数が16以上45以下のとき。	112,000円	
				v 戸数が46以上のとき。	161,000円	
				(b) 省令第10条第2号イ(2)及び		

	ロ（２）に掲げる基準によるとき。			300平方メートル未満のとき。		
	i 戸数が１のとき。	11,000円		ii 非住宅部分の床面積の合計が	63,500円	
	ii 戸数が２以上４以下のとき。	19,000円		300平方メートル以上1,000平方		
	iii 戸数が５以上15以下のとき。	32,500円		メートル未満のとき。		
	iv 戸数が16以上45以下のとき。	59,000円		iii 非住宅部分の床面積の合計が	83,500円	
	v 戸数が46以上のとき。	89,500円		1,000平方メートル以上2,000平		
	（c） 省令第10条第２号イ（１）及び			方メートル未満のとき。		
	ロ（２）に掲げる基準又は同号イ			iv 非住宅部分の床面積の合計が	135,000円	
	（２）及びロ（１）に掲げる基準によ			2,000平方メートル以上5,000平		
	るとき。			方メートル未満のとき。		
	i 戸数が１のとき。	16,500円		v 非住宅部分の床面積の合計が	176,500円	
	ii 戸数が２以上４以下のとき。	29,500円		5,000平方メートル以上１万平		
	iii 戸数が５以上15以下のとき。	49,000円		方メートル未満のとき。		
	iv 戸数が16以上45以下のとき。	85,500円		vi 非住宅部分の床面積の合計が	212,000円	
	v 戸数が46以上のとき。	125,000円		１万平方メートル以上25,000平		
	b 共用部分に係るもの			方メートル未満のとき。		
	（a） 共用部分の床面積の合計が	62,500円		vii 非住宅部分の床面積の合計が	248,500円	
	300平方メートル未満のとき。			25,000平方メートル以上のと		
	（b） 共用部分の床面積の合計が	79,000円		き。		
	300平方メートル以上1,000平方メ			（b） 省令第10条第１号イ（２）及び		
	ートル未満のとき。			ロ（２）に掲げる基準以外の基準に		
	（c） 共用部分の床面積の合計が	103,000円		によるとき。		
	1,000平方メートル以上2,000平方			i 非住宅部分の床面積の合計が	13万円	
	メートル未満のとき。			300平方メートル未満のとき。		
	（d） 共用部分の床面積の合計が	150,500円		ii 非住宅部分の床面積の合計が	163,000円	
	2,000平方メートル以上5,000平方			300平方メートル以上1,000平方		
	メートル未満のとき。			メートル未満のとき。		
	（e） 共用部分の床面積の合計が	206,000円		iii 非住宅部分の床面積の合計が	210,500円	
	5,000平方メートル以上１万平方			1,000平方メートル以上2,000平		
	メートル未満のとき。			方メートル未満のとき。		
	（f） 共用部分の床面積の合計が１	246,000円		iv 非住宅部分の床面積の合計が	300,500円	
	万平方メートル以上25,000平方メ			2,000平方メートル以上5,000平		
	ートル未満のとき。			方メートル未満のとき。		
	（g） 共用部分の床面積の合計が	286,500円		v 非住宅部分の床面積の合計が	37万円	
	25,000平方メートル以上のとき。			5,000平方メートル以上１万平		
	（ウ） 複合建築物の場合		aに定める額とbに	方メートル未満のとき。		
			定める額との合計額	vi 非住宅部分の床面積の合計が	437,000円	
	a 住宅の用途に供する部分に係るも		戸数及び共用部分の	１万平方メートル以上25,000平		
	の		床面積の合計に応	方メートル未満のとき。		
			じ、それぞれイ（イ）	vii 非住宅部分の床面積の合計が	498,500円	
			に定める額	25,000平方メートル以上のと		
	b 非住宅部分に係るもの			き。		
	（a） 省令第10条第１号イ（２）及び			（エ） 非住宅建築物の場合		
	ロ（２）に掲げる基準によるとき。			a 省令第10条第１号イ（２）及びロ		床面積に応じ、それ
	i 非住宅部分の床面積の合計が	5万円		（２）に掲げる基準によるとき。		ぞれイ（ウ）b（a）に

b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。		定める額 床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b)に定める額			d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。		109,000円		
					e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。		164,000円		
					f 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。		204,000円		
					g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。		253,000円		
備考 左欄に掲げる「共同住宅等の場合」、「複合建築物の場合」又は「非住宅建築物の場合」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟、複合建築物1棟又は非住宅建築物1棟についての額とする。									
第55条の7第1項の表1の項を次のように改める。									
1 法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 ア 非住宅建築物（非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）を有する建築物（複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいう。以下この表において同じ。）のうち、一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分（以下この表において「不算定部分」という。）以外の非住宅部分を有し、非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物に係るもの （ア） 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合 a 非住宅部分の床面積（増築又は改築にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル未満のとき。 b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料								

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。					a 床面積が200平方メートル未満のとき。		1戸につき2万円	
d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	27万円				b 床面積が200平方メートル以上のとき。		1戸につき22,000円	
e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	353,000円				(ウ) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準による場合			
f 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	424,000円				a 床面積が200平方メートル未満のとき。		1戸につき3万円	
g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	497,000円				b 床面積が200平方メートル以上のとき。		1戸につき33,000円	
(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準による場合					オ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）に係るもの		(ア)に定める額と(イ)に定める額との合計額（省令第5条第3項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、(ア)に定める額）	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	26万円							
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	326,000円				(ア) 住戸の部分（住宅の用途に供する部分から共用部分を除いた部分をいう。以下この表において同じ。）に係るもの			
c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	421,000円				a 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合			
d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	601,000円				(a) 床面積が300平方メートル未満のとき。		79,000円	
e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	74万円				(b) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。		132,000円	
f 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	874,000円				(c) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。		224,000円	
g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	997,000円				(d) 床面積が5,000平方メートル以上のとき。		322,000円	
エ 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）に係るもの					b 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合			
(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合					(a) 床面積が300平方メートル未満のとき。		38,000円	
a 床面積が200平方メートル未満のとき。	1戸につき39,000円				(b) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。		65,000円	
b 床面積が200平方メートル以上のとき。	1戸につき44,000円				(c) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		118,000円	
(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合								

	のとき。 (d) 床面積が5,000平方メートル以上のとき。 c 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準による場合 (a) 住戸の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 住戸の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (c) 住戸の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (d) 住戸の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 (イ) 共用部分に係るもの a 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 b 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 c 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 d 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 e 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 f 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 g 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 カ 複合建築物に係るもの (ア) 住宅部分に係るもの (イ) 非住宅部分に係るもの a 省令第1条第1項第1号ロに掲	179,000円
--	---	--

(ウ) 共同住宅等の場合 a 住戸の部分に係るもの (a) 戸数が1のとき。 (b) 戸数が2以上4以下のとき。 (c) 戸数が5以上15以下のとき。 (d) 戸数が16以上45以下のとき。 (e) 戸数が46以上のとき。 b 共用部分に係るもの (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 (c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (エ) 複合建築物の場合 a 住宅部分に係るもの b 非住宅部分に係るもの	aに定める額とbに定める額との合計額（省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額） 6,000円 11,000円 23,000円 52,000円 92,000円 11,000円 19,000円 31,000円 92,000円 146,000円 184,000円 23万円 aに定める額とbに定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(ウ)に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額		イ 適合証等が添付されていないもの (ア) 非住宅建築物の場合 a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（同号に規定する非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあつては、同号ロ(2)に掲げる基準。以下この表において同じ。）によるとき。 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 (c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 (c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (e) 非住宅部分の床面積の合計	10万円 127,000円 167,000円 27万円 353,000円 424,000円 497,000円 26万円 326,000円 421,000円 601,000円 74万円		
--	--	--	---	---	--	--

が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (イ) 一戸建ての住宅の場合 a 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 (a) 床面積が200平方メートル未満のとき。 (b) 床面積が200平方メートル以上のとき。 b 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。 (a) 床面積が200平方メートル未満のとき。 (b) 床面積が200平方メートル以上のとき。 c 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 (a) 床面積が200平方メートル未満のとき。 (b) 床面積が200平方メートル以上のとき。 (ウ) 共同住宅等の場合 a 住戸の部分に係るもの (a) 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上4以下のとき。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のと		874,000円 997,000円 1戸につき39,000円 1戸につき44,000円 1戸につき2万円 1戸につき22,000円 1戸につき3万円 1戸につき33,000円 aに定める額とbに定める額との合計額（省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額） 44,000円 79,000円 132,000円 224,000円			き。 v 戸数が46以上のとき。 (b) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。 i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上4以下のとき。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のとき。 v 戸数が46以上のとき。 (c) 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上4以下のとき。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のとき。 v 戸数が46以上のとき。 b 共用部分に係るもの (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 (c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のと		322,000円 22,000円 38,000円 65,000円 118,000円 179,000円 33,000円 59,000円 98,000円 171,000円 25万円 125,000円 158,000円 206,000円 321,000円 412,000円 492,000円 573,000円	
---	--	---	--	--	---	--	---	--

き。 (エ) 複合建築物の場合	
a 住宅部分に係るもの	a に定める額とbに定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(ウ)に定める額
b 非住宅部分に係るもの (a) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。 (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。	床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア)aに定める額 床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア)bに定める額

第55条の7第1項の表5の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表6の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表7の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表8の項を削り、同条第2項中「第35条第2項（法第36条第2項）」を「第30条第2項（法第31条第2項）」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第18号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第8条のうち職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第19項第4号の改正規定、附則第14条に1項を加える改正規定並びに附則第15条第4項、第16条第4項及び第17条第4項の改正規定並びに第11条のうち公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第23条の3の改正規定中「、第13条、第15条及び第15条の2」を「及び第13条」に改める。

附則第1項第1号中「附則第6項から第14項まで」を「附則第6項から第15項まで」に改め、同項第2号中「附則第15項」を「附則第16項」に改め、附則第14項中「以下この項において」を「以下」に改め、附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の1項を加える。

（再任用職員に支給するべき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 15 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる公立学校職員の給与に関する条例第15条の2の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第19号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。
別表の3の(7)のイ中「同じ」を「同じ。）又は管理栄養士（同条第2項に規定する管理栄養士をいう。以下(7)において同じ）に、「、栄養士」を「、栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。